様式第２号（第１０条関係）

会　議　記　録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和７年４月１６日（水曜日） 午後１時３０分から午後３時００分まで
開催場所	熊谷市役所６階６０３会議室東
出席者	（委員）小林國章会長、桜井くるみ委員、 栗木祥子委員、岡田恒雄委員、出井哲司委員 吉田公一委員、田島清委員、栗原和江委員、町田克則委員 大野伸廣委員、井上貴美子委員、沼倉素子委員 （事務局）長谷川総務部長、横森庶務課長 森副課長兼行政係長、細江主幹、木部主事 （実施機関）総合政策部デジタル推進課　市川課長、須賀主査 総務部市民税課　福島課長、柿澤主査 市民部市民課　福島課長、茂木副参事 同　健康づくり課　笠木課長、吉野主査 同　母子健康センター　渡邊所長、尾澤主幹
傍聴人	なし
問合せ先 （所管課）	総務部庶務課（市役所本庁舎４階） ０４８－５２４－１１１１（内線２２３）
内容	１　開会　　横森課長 ２　議題　　進行：小林会長 ⑴　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２８条の規定による特定個人情報保護評価書の点検について 諮問の経緯、趣旨については市川デジタル推進課長から説明し、各点検書の担当課長から、点検すべき内容を説明する。諮問担当課退席ののち、議題について妥当なものと認める旨を答申することで一致した。質疑及び審議については以下のとおり。 【質疑応答】 委員　今回の諮問に係る特定個人情報保護評価書の点検については、個人住民税に関する事務の一部について再委託した事案に端を発していると承知したが、それにより全ての特定個人情報保護評価を再実施し、その結果、４事務で全項目評価書の作成が必要となったとのことであるが、その考え方は？ 市川デジタル推進課長　重大事故の発生は、市全体の信頼に関わるものであるから、一部の事務や所管に限るものではなく、市全体の事務について評価をするべきもの、熊谷市が公表するものすべてが対象となったもの。今回は、２２事務のうち４つがしきい値判断により全項目評価が必要となった。

	委員　個人住民税事務評価書２－２の４に「再委託の有無について、書面による事前の報告を求め、 実際に再委託する場合は、書面により申請し承諾を得ることを義務付けている。」とあるが、この規定は以前から存在していて今回それが守られなかったものか？そもそも書面で交わしているものではないのか？ 福島市民税課長　再委託の許諾については、番号法第１０条に義務付けがあり、書面（契約書）による取り交わしをしていたが、あらかじめその有無を確認することはしていなかったものをあらかじめ確認することとしたものである。 委員　事案は、再委託をしないこととされているところされてしまったものであるが、以前から評価書への記載はどのようになっているのか 福島市民税課長　資料１－２の２－２９ページ以降に記載されている。 委員　問題の発生前後でどのように対応が変わったのか。今回の評価書は、再発防止のためと理解しているところ、違いについて説明してほしい。 福島市民税課長　以前から実地調査は実施していたが、それに加え、契約時点で再委託の有無を事前に確認する。再委託するとした場合は、書面にて申し出を受けることとしている。その審査の中で、会社の取り組み状況を判断し、再委託の可否を判断する。 委員　今回の諮問のきっかけとなった重大事故は、相手方に再委託の禁止について通知していなかったため起きたものか。今回の事務評価書についてはこれを防ぐためにおこなったと理解してよいか。 福島市民税課長　契約約款には、事前に許諾を求める旨の条項があったが、それについて回答を求めていなかったものを改め、格別に回答を求めるようにしたもの。 委員　再委託が判明した経緯は？ 福島市民税課長　納品物の中に再委託が疑われるメールのやり取りが見つかったことに端を発したもの 委員　メールのやり取りがなければわからなかったということか。対策は難しいと考えるが、契約時に入念的にするしかないのか。 福島市民税課長　そのようにするしかないと考える。 委員　業務端末のセキュリティの権限とあるが何名程度であるか？また管理者はどの役職か。 市川デジタル推進課長　職員数が異なるため一概に回答することはできないが課員全員に付与するものではなく必要最小限としている。 市川デジタル推進課長　鍵の管理は各所属長となっている。 委員　想定したよりも多くの人間が権限を有しているという感

	想を持った。 委員　再委託先が契約違反を起こしたということであるが、今回の事案で契約先がどのようなペナルティを受けたのか。 福島市民税課長　契約金額の１０％の違約金を課した上、指名停止をしている。 市川デジタル推進課長　個人情報保護委員会への報告をしているが、社名も開示されることとなっているため、制裁の程度は大きいと考えている。 【審議】 委員　再委託されているかどうかを点検する仕組みは考えられるのだろうか。考えられるならば載せたほうが良いと考える。 事務局　悪意を持ってやられればわからない部分はある。契約段階で厳しい条件を書くしかないというのが今回の評価書の考え方である。 委員　第１０条の規定は「許諾を得れば」とあるため、安易に考えられてしまうのではないかともとらえられる。原則不可とすることが可能か 事務局　法律であるためそれよりも、法よりも厳しくするのは難しいため、委託先とのやり取りの中で防ぐこととなる。 ⑵　熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第３５号）等の改正について 諮問の経緯、趣旨については森庶務課副課長兼行政係長から説明する。審議については妥当なものと認める旨を答申することで一致した。 ⑶　その他 次回の審議会の開催予定について、事務局から説明する。 ３　閉会